

幼稚園の適正人数について

1. 参考資料

- ・幼稚園・保育所における乳幼児の適正人数に関する研究
－愛知県内の保育者を対象とした意識調査から－（2007年）
- ・幼稚園・保育所における乳幼児の適正人数に関する研究（その2）
－乳幼児の生活状況の分析をもとに－（2008年）

2. 研究者 愛知教育大学 新井美保子 教授

3. 調査対象・方法

名古屋市を含む愛知県内の公・私立幼稚園各35園、公・私立保育所各35園、合計140園を無作為抽出し、各園の担任保育者を対象に実施。

4. 回答者の内訳

幼稚園82名（公立61名、私立21名）、保育所137名（公立62名、私立75名）

5. 研究報告より

適正人数を判断していく際のポイント

「一人ひとりの乳幼児としっかり向き合える人数で、乳幼児同士のつながりも深められるということ、部屋の広さに余裕があること」

1クラス当たりの最適人数

（3歳児）

15名または20名

（4歳児および5歳児）

25名

最適人数と考えた理由

- ・保育者一人で目が行き届く人数（十分な対応ができる、関わりがもてる、向き合える等）
- ・集団遊び、友達との関わりが楽しめる人数（少なすぎるとは友人関係が築きにくい）
- ・子どもが落ち着いてゆったりと過ごせる人数（保育室の広さや雰囲気）

幼保一元化の取り組みについて

1 文言の整理

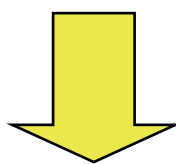
—本検討委員会での文言の使用として—

- ★ 幼稚園と保育所の子どもが、同一施設で、同一の保育を受ける保育・教育のあり方については、「幼保一元化」や「幼保一体化」という言い方がなされており、現在、国は「幼保一体化」という呼び方で進めているが、「一元化」も「一体化」も、ねらいや内容はほぼ同様であると考えられる。

本検討委員会では、諮問事項にあるとおり、「幼保一元化」という文言を使用することとする。

< 現行制度 >

	幼稚園	保育所	認定こども園 H18.10～
所管	文部科学省	厚生労働省	厚生労働省 文部科学省 (幼保連携推進室)
根拠 法令	学校教育法	児童福祉法	就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進 に関する法律
教育・保育 内容	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼稚園教育要領 保育所保育指針
目的	幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、心身の発達を助長する。	保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育する。	就学前の子どもに教育・保育、保護者に子育て支援の総合的な提供を推進する。
対象児	満3歳～就学前	0～就学前	0～2歳児 保育に欠ける乳幼児 3～就学前 全ての幼児
1日の 教育・保育 時間	4時間を標準	8時間を原則	短時間利用児 4時間程度 長時間利用児 8時間程度



< 検討中制度 >

幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払い(保育に欠ける要件の撤廃等)、
新たな指針に基づき、幼児教育と保育をともに提供する**こども園(仮称)**に一体化する。

23年1月法案提出、25年施行を予定(予定)

3 桑名市の公立幼稚園・保育所での幼保一元化施設のイメージ

- 集団活動・異年齢交流に大切なこども集団を保ち、すこやかな育ちを支援する。
- 家庭の状況にかかわらず、同一施設で、同様の保育を提供する。
(保護者が働いている・いないにかかわらず利用可能)
- 幼稚園教諭と保育士が培ってきた専門性を活かし、連携して保育にあたることで、より充実した保育・教育の提供する。

<一日の流れ (例)>

		7:00	9:00	11:30	13:00	14:00	15:00	16:00	19:00
0 ~ 3 歳児	長時間利用のみ	順次登園 →	保育時間	給食	保育時間	おや	降園	長時間の保育 順次降園 →	
	長時間利用 (従来の保育所児)	順次登園 →	短時間児・長時間児に同一施設 で同様の保育を提供する。			おやつ	降園	長時間の保育 順次降園 →	
	短時間利用 (従来の幼稚園児)	登園 →				降園 →	預かり保育		

順次登園



<今後の方向性>

- H19年答申にある、「多様な形態の施設を用意し、保護者が選択できるような環境づくりを進めていく」という観点から選択肢の1つとしていく。
- 今回の再編の中で、地域によっては一元化施設を検討していく。
- 短時間利用児における「預かり保育」については、公・私立幼稚園・保育所との調整が必要であることから、本委員会での十分な検討が必要である。

4 公立幼稚園・保育所における幼保一元化の取り組みの経緯

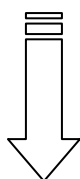
平成19年答申

提言1 桑名市就学前施設の適正配置に関する基本構想

①就学前施設の適正配置の基準

- ・ 保育所・幼稚園、幼保園（幼稚園機能、保育所機能を併せ持った施設）、総合施設（幼稚園機能、保育所機能、子育て支援機能等を備えた施設）等多様な形態の施設を用意し、保護者が選択できるような環境づくりを進めていく。

※ 「幼保園」「総合施設」は「認定こども園」に統一された。



多様な形態の施設の1つとして、桑名市における幼保一元化施設に向けて取り組みを開始。

①公立幼稚園教諭と保育士の採用試験の一本化。 H21～

②桑名市共通カリキュラム（保育の内容や指導方法が記されたもの）の作成
H19～H22

③城東幼稚園・保育所における取り組み

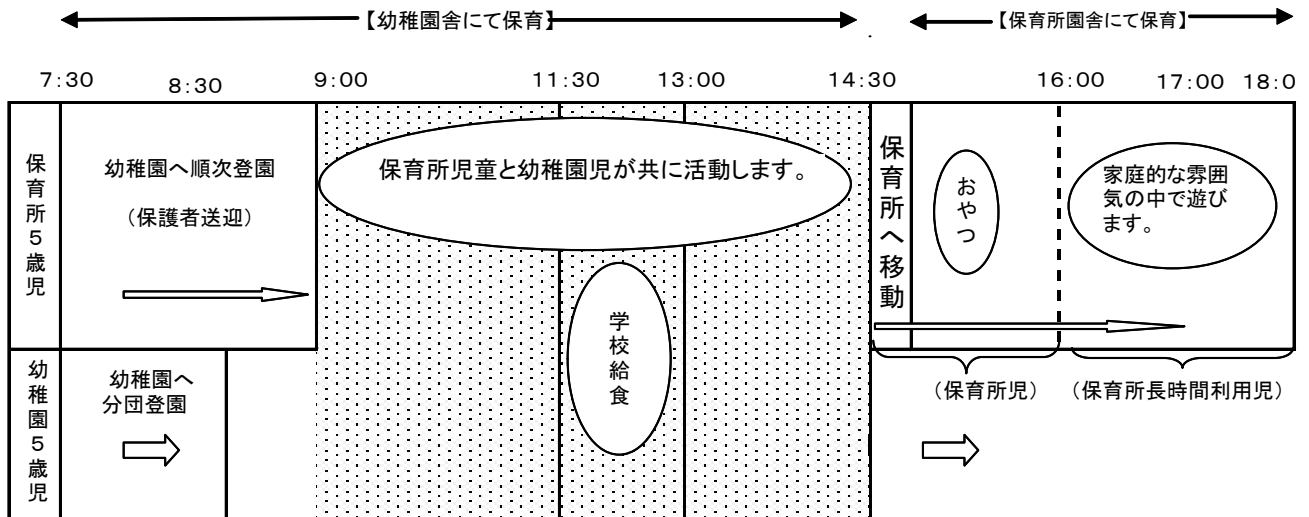
- ・ 交流保育の実施 H20～
月1回程度保育を共にする。
- ・ 合同保育の実施 H22

5 城東幼稚園・保育所合同保育について

(1) 取り組みの概要

合同保育児 5名 (幼稚園児2名 保育所児3名)

【一日の流れ】



(2) 保護者アンケートの結果より

実施時期・・・平成22年10月13日

対象・・・合同保育保育所児 保護者5名

【成果】

○こどもの様子から

- ・毎日楽しそうに幼稚園へ通っています。
- ・保育所での生活も、幼稚園とはまた違ってたくさんの子と触れ合う新鮮さもあり、うまく順応できていた。

○保護者の思い

- ・幼稚園教育を受けることができ、なおかつ、長く預かってくれるこのシステムは、働く保護者にとっては良いシステムであると思う。
- ・選択肢があったことはとてもよかった。
- ・現行制度では、大人の事情で幼稚園と保育所に分かれてしまっているが、本当は共に過ごせるはずの友だちと一緒に過ごせたことは喜ばしいことだと思う。

【課題】

- ・入園当初は、環境が変わり、疲れている様子であったが、夏過ぎからは環境にも慣れ、体力も付きそのような様子もなくなった。
- ・幼稚園の夏休み中は、朝から保育所での保育を受けることになるが、普段の流れと違うので、少し戸惑いがあったようだ。
- ・朝、幼稚園の先生と話をする時間がないので、園舎が同じ場所にあるとよい。
- ・子どもたちにとって大事なことであるとは思いますが、親が参加する行事が毎月あって、仕事をしている親としては、きついと思うこともあった。